

三、この問題の発端は、A教諭の「沖繩」の授業についてアメリカ国籍の親Bさんから「反米的だ。」という批判が出されたことでした。問題がこじれたことには様々な要因があったようですが、こうした場合、学校・教職員にまず求められるのは、その親の意見をよく聞くと同時に教師側の授業の意図や授業の中身をいねいに理解していただけるように話し合っていくことです。とりわけ、生徒たちに親と教師の対立のしわよせがいかないように配慮することが大切です。しかし、今回のA教諭の場合、親に対する「反論」のプリントを配布し、授業を行うことになって、生徒の前で一方的に親への批判を行う状況となり、多くの生徒をその「争い」の中に巻き込むこととなりました。それは、訴状の内容を見れば明らかです。今回、A教諭の裁判闘争を支援することは、親Bさんの前記のような状況をふまえての「名誉を傷つけられた」という訴えに対して教職員組合が闘うことになり、とても支援などできないことは、明白です。支援できない第一の理由はここにあります。

第二に子どもの利益を最優先していかないということですが、授業の中でBさんのお子さんが苦悩し、登校拒否になり、転校したという事実は、重く受け止められなければなりません。

A教諭の実践内容について断定的な評価を行うわけではありませんが、一般的に言っても授業における教師のコメントや指摘・評価・恣意的な言辭などによって、子どもが傷ついたり、自由・率直な発言がはばかられたりするようなことは極力ないように努力しなければなりません。結果として傷つけるようなことがあった場合、子どもの心の苦痛をしっかりとけとめ、教師と生徒の心が通うように努力することが求められます。

「平和教育の実践」という名目で子どもが傷つき、人格が損なわれたりしてはならないことはいくまでもありませんし、教育の結果として、教師が生徒たちを「人間として尊ばない教育」は、教育の名に値しません。

とりわけ、思春期の子どもたちとのふれあいには、子どもたちのあるがままの姿を大切にし、確かな自立に向けてきめ細かな配慮・援助が求められます。こうした中で、様々な教育の矛盾や困難の集中している中学校の教職員は、千々に心を碎きながらも、常に自分たちの実践を問い直す場面に立たされています。教職員誰しも子どもたちの思いに目を注がず、独断的な自己評価に立って授業を進めるようなことは、避けなければなりません。A教諭は、Bさんのお子さんの内面的な苦汁をわがこととして噛みしめられたのでしょうか。

「新たな荒れ」など、子どもと教育の憂慮すべき重大な事態が深まる中で、その打開のために今何よりも切実に求められているのは、子どもの人権を守り、人格を育てることを中心にした父母と教職員の信頼と連携の絆の強化です。私たちは、個人としても組織としても、父母の負託にこたえる民主教育を推進していく場合、みんなが助け合い、過ちや弱点は互いに正し合って努力しなければなりません。自分たちの実践や運動を絶対化し、固執することは、民主教育の前進につながるとは言えません。独善は改めなければなりません。